

授業コード	JP12130010	開講年度・学期	2019年度前期
科目授業名	民法Ⅲ（法定債権関係の基礎）		
英語科目授業名	Civil Law 3		
科目ナンバー	JAEPR7704	必修・選択	必修
単位数	2単位	授業形態	講義
担当教員氏名 （代表含む）	森山 浩江		
科目の主題	民法（財産法）のうち、法定債権関係（事務管理・不当利得・不法行為）の基礎を学ぶ。		
授業の到達目標	法定債権関係について、①概念や制度の意義（定義）と要件・効果、②制度の目的（立法趣旨）を正確に理解し、③それを典型的な例を出して説明できるようになるとともに、④具体的な事案に即して要件の充足および効果等を説明できるようになる。		
授業内容・ 授業計画①	<p>【授業内容】 本講義では、債権各論のうち、事務管理・不当利得・不法行為の部分（民法典第三編第三章～第五章）を扱う。1年次の開講であることから、法律要件—効果の関係や、訴訟における当事者の主張等の基本的なとらえ方も含めて理解ができるように配慮しながら進めたい。 民法Ⅲの対象分野は、条文の数こそ少ないが、具体的に適用される場面は極めて多様であり、とりわけ不当利得と不法行為においては、単一の短い条文についても膨大な議論が存在し、条文の解釈・適用を支えてきた。そのため、学説・判例が形成してきた概念・理論を、条文の具体的な適用において使うことができるよう、正確に把握して頭に入れておく必要があることに留意されたい。</p> <p>【授業計画】 (1) 不法行為総説、違法性 不法行為法の原則、不法行為の要件としての権利侵害ないし違法性について学ぶ。 (2) 故意・過失、故意・過失と違法性の関係 故意と過失、過失の構造と捉え方、責任能力、過失と違法性の関係について学ぶ。 (3) 因果関係 事実的因果関係の把握と証明、複数者の関与した損害惹起と因果関係について学ぶ。 (4) 不法行為の効果：損害賠償の方法と損害賠償請求権者 金銭賠償と原状回復・差止め、損害賠償請求権者と間接被害者について学ぶ。 (5) 損害賠償の範囲と額の算定 損害賠償の範囲確定と賠償額の算定および調整について学ぶ。 (6) 抗弁事由等 責任能力、違法性阻却事由、権利行使期間の制限等について学ぶ。 (7) 他人の行為による責任 責任無能力者の監督義務者責任、使用者責任について学ぶ。 (8) 物の関与による責任・失火の責任 土地工作物責任・動物占有者の責任、失火の責任について学ぶ。 (9) 共同不法行為 共同不法行為に関する719条の解釈と、複数者関与による不法行為との関係を扱う。 (10) 各種の被侵害利益の事例 名誉・プライバシー等を含む、各種の被侵害利益類型における問題について学ぶ。 (11) 事務管理・不当利得制度の概要 事務管理の意義と要件・効果、不当利得制度の意義について学ぶ。 (12) 不当利得：703条・704条の解釈 侵害利得・給付利得の区別をふまえ、一般不当利得の要件・効果全般を学ぶ（121条の2との関係を含む）。 (13) 一般不当利得の効果・特殊の不当利得 一般不当利得の返還義務の内容、非債弁済・不法原因給付について学ぶ。 (14) 三者間の不当利得 騙取金銭による弁済の場合の不当利得、転用物訴権について学ぶ。 (15) 期末試験</p> <p>※なお、以上の授業計画は、進行状況や法改正等に応じて変更することがある。</p>		

事前・事後学習の内容	<p>各回の前に、予習資料により予習すべき点を伝えるので、各自でそれに従って必ず予習し（特に、教科書の該当部分は必ずよく読んでくること。）、質問事項として指示された点については、自分の解答を考えてくること。</p> <p>各回の事後学習としては、講義の内容を自身で整理したり、教科書および関連資料を読み返す等して、重要な点の知識を確実にしておくこと。</p>
評価方法	<p>相対評価 学年末の試験 90% 平常点（授業における参加状況や学習への積極性の評価を含む） 10%</p>
受講生へのコメント	<p>同じ領域を学んだことがあっても、法学部等での学習との違いには注意が必要です。法科大学院の学習では、訴訟における主張を念頭に、具体的な事案において解決を導けるようになることが重要です。教科書も、その点に留意して読むようにしてください。</p>
教材	<p>【教科書】 ①潮見佳男『基本講義債権各論II不法行為法（第3版）』（新世社・2017年） ②潮見佳男『基本講義債権各論I 契約法・事務管理・不当利得（第3版）』（新世社・2017年）</p> <p>【参考書】 『民法判例百選II債権（第8版）』（有斐閣・2018年） 『判例プラクティス民法II債権』（信山社・2010年）</p>